



® 平成 29 年 3 月 15 日 (水)

No. 14404 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆応用美術の著作物性判断基準の傾向……………(1)

応用美術の著作物性判断基準の傾向

－TRIPP TRAPP事件控訴審判決以降の裁判例－

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士 伊達 智子

I はじめに

応用美術の著作物性につき、平成26年と平成27年に、知的財産高等裁判所において、それぞれ異なる新たな判断基準が示された。

平成26年の知財高裁平成26年8月28日判時2238号91頁〔ファッションショー控訴審〕¹では、従前の

裁判例の立場(意匠法等の存在を理由に応用美術の著作物性について通常の著作物と異なる何らかの条件を課す考え方²)を踏襲しつつ、純粋美術と同視できるか否か(2条1項1号「美術の範囲」の解釈)の判断基準として、「実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるもの」は、美術の著作物として保護すべきである(分離把握ができないものは保護さ



Since 1923
杉村萬国特許法律事務所

SUGIMURA & Partners

代表弁理士 杉村 憲司 代表弁護士 杉村 光嗣

杉村 興作
粟野 晴夫
坪内 伸
結城 仁美
伊藤 怜愛
坂本 晃太郎
石井 裕充
阿部 拓郎
大島 かおり

塚中 哲雄
河合 隆慶
福尾 誠
山口 雄輔
石川 雅章
酒匂 健吾
高木 義和
井上 高雄
田中 睦美

澤田 達也
中山 健一
片岡 憲一郎
前田 勇人
永久保 宅哉
加藤 正樹
鈴木 俊樹
辻 啓太
宮谷 昂佑

富田 和幸
寺嶋 勇太
岡野 大和
小松 靖之
田中 達也
朴 瑛哲
藤本 一
門田 尚也

大倉 昭人
吉田 憲悟
吉澤 雄郎
福井 敏夫
色部 暁義
甲原 秀俊
内海 一成
塩川 未久

鈴木 治
下地 健一
池田 浩
神 紘一郎
田浦 弘達
太田 昌宏
市枝 信之
橋本 大佑

齋藤 恭一
村松 山布子
川原 敬祐
高橋 林太郎
柿沼 公二
真能 清志
君塚 絵美
鈴木 麻菜美

所員174名うち弁理士60名

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners

電話: 03-3581-2241(代表) FAX: 03-3580-0506 URL: <http://www.sugimura.partners>

れない)との新しい基準が示された³。

他方、平成27年の知財高判平成27年4月14日判時2267号91頁〔TRIPP TRAPP控訴審〕⁴では、「応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである」として、応用美術の著作物性について特別な要件を課すべきではないとの立場から、裁判例として初めて、一般の著作物と同様に作成者の個性が発揮されているか否かにより判断すべきであるとの考え方が示された。

このように知的財産高等裁判所の裁判例のレベルで、判例が分かれているため、同種の裁判例の動向が注目されている。そこで、本稿では〔TRIPP TRAPP控訴審〕以降2016年末までの同種の裁判例の概要を紹介する。

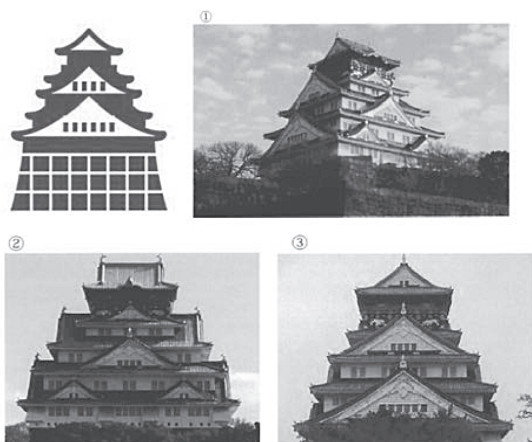
Ⅱ 裁判例

1. 大阪ピクトグラム事件

判 決 日：平成27年9月24日

裁 判 所：大阪地裁第26民事部（高松宏之、田原美奈子、中山知）

事件番号：平成25年（ワ）第1074号



(本件ピクトグラムの一例：大阪城)

【事案の概要】

大阪市の観光案内図等に用いられた大阪城等のピクトグラム（本件ピクトグラム）の著作権者であると主張する原告が、被告大阪市等に対し、著作権侵

害による不法行為に基づく損害賠償を請求する等した事案である。

本事案では、被告大阪市と訴外公益財団法人大阪観光コンベンション協会が、本件ピクトグラムを含む「大阪街歩きガイド」と題する冊子を発行し、当該冊子のPDFファイルをホームページに掲載した行為につき、本件ピクトグラムの著作権侵害を構成するかが争われ、その前提として本件ピクトグラムの著作物性が問題となった。

【判旨】

(1) 判断基準

裁判所は、本件ピクトグラムについて、「これが掲載された観光案内図等を見る者に視覚的に対象施設を認識させることを目的に製作され、実際にも相当数の観光案内図等に記載されて実用に供されているものであるから、いわゆる応用美術の範囲に属する」として、応用美術に該当することを確認したうえで、応用美術の著作物性については、「種々の見解があるが、実用性を兼ねた美的創作物においても、『美術工芸品』は著作物に含むと定められており（著作権法2条2項）、印刷用書体についても一定の場合には著作物性が肯定されていること（最高裁判所平成12年9月7日判決・民集54巻7号2481頁参照）からすれば、それが実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備えている場合には、美術の著作物として保護の対象となると解するのが相当である」として、〔ファッションショー控訴審〕に類似する基準を採用した。

(2) 著作物性に関するあてはめ

本件ピクトグラムの著作物性については、「ピクトグラムというものが、指し示す対象の形状を使用して、その概念を理解させる記号（シンボル）である以上、その実用的目的から、客観的に存在する対象施設の外観に依拠した図柄となることは必然であり、その意味で、創作性の幅は限定されるものである。しかし、それぞれの施設の特徴を拾い上げどこを強調するのか、そのためにもどの角度からみた施設を描くのか、また、どの程度、どのように簡略化して